

仕 様 書

- 1 委託業務の名称 令和8年度海岸漂着ごみ組成実態調査業務委託
- 2 履行期間 自 契約締結日
至 令和9年1月29日（金）
- 3 業務の目的
大分県内の海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策を検討するため、県内の漂着ごみの実態を調査することを目的とする。
- 4 委託業務の内容
 - (1) 海岸漂着ごみ組成実態調査
 - ① 委託者が選定した4ヶ所の海岸(松津漁港海岸・守江港海岸(納屋地区)・志生木漁港海岸・下梶寄海水浴場)を期間中の常態的な状況において漂着量が多くなる時期に2回(2回目の調査は1回目から少なくとも1ヶ月以上の期間を空けること)、組成調査を実施すること。なお、委託者は、受託者との協議により調査場所を変更する場合がある。
 - ② 調査時期については契約後に委託者と受託者との協議により決定する。
なお、調査を実施する直近数ヶ月以内に当該地域における回収作業の有無及び実施予定を確認し、調査時期や場所の調整を行うこと(海岸清掃が行われた直後の調査をさけるため)。また、調査前には関係各所(各調査地点の自治会や海岸管理者等)へ事前に連絡すること。
 - ③ 調査方法は、環境省の「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン(令和8年4月 第5版)」(以下「ガイドライン」という。)に基づいて行う。
 - ア 打ち合わせは、調査計画時と調査報告時の最低2回行うこと。
 - イ 調査結果から海岸全体の漂着物等の量を推計する。
 - ウ 県内の海岸を別紙1により4つに分類し過去3年の調査結果と今回の調査結果を比較し、今後の海岸漂着物の傾向について推計する。
 - エ 調査のため回収したごみは、分類・計測が終了後、ガイドラインに従い適正に処理を行う。

(2) 成果品

① 調査報告書

- ・カラーA4 版(地図及び別紙は A3 版で可) 2 部
- ・報告書電子データ及び PDF ファイル

(3) その他

この仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

別紙 1（調査場所は変更の可能性あり）

